

高松市サテライトオフィス利用支援金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、本市への企業進出の可能性を見極めるため、市内のサテライトオフィスを事業活動の場として利用する県外企業に対し、予算の範囲内で高松市サテライトオフィス利用支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、高松市補助金等交付規則（昭和54年高松市規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、本市における県外企業のスモールスタートや、当該企業の本市における新たな拠点づくりを支援し、もって本市における地域経済及び産業の高度化・活性化に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） サテライトオフィス その主な利用目的として事業活動等の商業利用が想定されており、事業活動に必要な環境が整備されている次に示すオフィスであって、その料金体系に月額による利用が設定されているものをいう。

ア 壁やパーテーション等（以下「パーテーション等」という。）で区切られた個室スペースやブース席を主体とするレンタルオフィス

イ パーテーション等で区切られていないスペースを複数の利用者が共有して利用するコワーキングスペースやシェアオフィス

（2） 県外企業 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号又は第2号に該当する会社等で、香川県外に本店又は主たる事務所を有する者をいう。

（3） スモールスタート 事業活動に係る新たな拠点を開設する前に、必要とする業務や人員を限定するなどにより小規模に展開し、その事業展開などに応じて順次規模を拡大させていくことをいう。

（支援対象企業）

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「支援対象企業」という。）は、次

に掲げるすべての要件に該当する県外企業とする。

(1) 市内のサテライトオフィスを利用するものであること。

(2) 支援対象企業の名義で契約をしようとするサテライトオフィスにおいて、令和7年3月31日以前に月額による利用を行ったことのない者であること。

(3) 過去に「高松市サテライトオフィス利用及びお試し移住支援金」及びこの要綱の規定による支援金の交付を受けたことのない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支援対象企業としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団等の反社会的勢力に係る者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」又は「接客業務受託営業」を営む企業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受け旅館業を営む者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営むものを除く。）を除く。）

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が支援金を交付することが適当でないと認めた者

（支援対象経費）

第4条 支援金の交付の対象となる経費（以下「支援対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 支援対象企業の名義で契約をしているサテライトオフィス（以下「契約オフィス」という。）の利用に係る月額の利用料（当該利用を開始した月（月の途中から利用を開始した場合は、その翌月。以下同じ。）からの連続した利用実績が6月以上であるものに限る。ただし、契約オフィスの月額の利用料以外の利用料その他当該オフィスの利用に伴い発生する経費は除く。）。この場合において、支援対象企業が当該利用を開始した月から起算して6月を経過する前に、本市に進出することを決定し、契約オフィスの利用を開始した月から起算して12月以内に本市において事業活

動に係る新たな拠点を設置したときは、連続した利用実績が6月未満であってもその期間における利用料を助成の対象とする。

(2) 支援対象企業が当該契約オフィスにおいて行う事業活動に要する経費（当該支援対象企業が前号に掲げる利用料を交付される場合に限る。）

（支援金の額）

第5条 支援金の額は、次の各号に掲げる支援対象経費の区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額とする。ただし、その額に千円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てるものとする。

(1) 前条第1号に掲げる支援対象経費 契約オフィスの月額の利用料に、その利用月数（利用月数が12月を超える場合は12月）を乗じて得た額に100分の75を乗じて得た額（その額が40万円を超える場合は40万円）。この場合において月の初日から末日までの1月を通して契約又は利用をしていない月については、利用月としない。

(2) 前条第2号に定める支援対象経費 20万円

（支援対象企業の指定等）

第6条 支援金の交付を受けようとする県外企業は、あらかじめ、支援対象企業となる要件に該当する者としての市長の指定を受けなければならない。

2 前項の指定を受けようとする県外企業は、契約オフィスの利用を開始した月の翌月の末日までに、高松市サテライトオフィス利用支援対象企業指定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) サテライトオフィスの利用契約書又はこれに類するものの写し

(2) 申請者の会社概要及び事業概要の分かるもの

(3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による指定申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行ったうえで、指定の適否を決定し、適当と認めたときは支援対象企業として指定し、高松市サテライトオフィス利用支援対象企業指定通知書（様式第2号）によりその旨を通知するものとする。

4 市長は、前項の規定による指定をするときは、必要な条件を付することが

できる。

- 5 市長は、指定申請書の審査において疑義等が生じたときは、関係機関へ問い合わせることができ、指摘事項があるときは、当該申請書を提出した企業に通知をしてその補正を求めることができる。
- 6 第3項の規定による通知を受けた支援対象企業は、当該申請書の記載事項の変更（支援金の額に増減を伴うものに限る。）をしようとするときは、高松市サテライトオフィス利用支援対象企業指定申請書における支援金に関わる記載事項の変更申請書（様式第3号。以下「変更申請書」という。）に、第2項第1号から第3号までに掲げる書類のうち、当該変更しようとするものに係る変更後の書類を添えて速やかに市長に提出しなければならない。
- 7 市長は、前項の規定による変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行ったうえで、当該申請書の記載事項の変更について、その承認をするときは、高松市サテライトオフィス利用支援対象企業指定申請書における支援金に関わる記載事項の変更承認通知書（様式第4号）によりその旨を通知するものとする。
- 8 第3項の規定による通知を受けた支援対象企業は、当該支援対象企業の指定の廃止をしようとするときは、高松市サテライトオフィス利用支援対象企業の指定の廃止申請書（様式第5号。以下「廃止申請書」という。）を速やかに市長に提出しなければならない。
- 9 市長は、前項の規定による廃止申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行ったうえで、支援対象企業の指定の廃止について、その承認をするときは、高松市サテライトオフィス利用支援対象企業の指定の廃止承認通知書（様式第6号）によりその旨を通知するものとする。
- 10 第4項及び第5項の規定は、第6項の規定による変更申請書又は第8項の規定による廃止申請書の提出があった場合について準用する。

（利用状況等の報告）

第7条 市長は、本事業の実施に係る予算の額を確保する等のために、支援対象企業に対して、契約オフィスの利用状況、業務従事者とした者の従事状況等について報告を求めることができ、報告を求められた支援対象企業は速

やかにその回答をしなければならない。

（支援金の交付の申請）

第 8 条 第 6 条第 3 項の規定により支援対象企業として指定（同条第 7 項の規定による申請書記載事項の変更承認を受けた場合を含む。）を受け、支援金の交付を受けようとするもの（以下「支援金申請企業」という。）は、高松市サテライトオフィス利用支援金交付申請書（様式第 7 号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１） 支援対象期間におけるサテライトオフィスの月額利用料を支払ったことが分かる書類の写し

（２） その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する交付申請書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日までに市長に提出しなければならない。

（１） 契約オフィスにおける連続した利用月数が 12 月を超える場合 12 月目となる月の翌月の末日

（２） 契約オフィスにおける連続した利用月数が 6 月以上 12 月未満の場合 最後の利用月の翌月の末日

（３） 契約オフィスにおける連続した利用月数が 6 月を経過する前に、事業活動に係る新たな拠点を本市に設置することを決定した支援対象企業が、契約オフィスにおける利用を開始した月から起算して 12 月以内に本市において新たな拠点を設置した場合 本市において新たな拠点を設置した月の翌月の末日

3 支援対象企業は、前項第 3 号に掲げる場合において第 1 項に定める交付申請書を提出するときは、同項各号に掲げる書類に加え、新たな拠点を本市に設置したことが分かる書類を添えてしなければならない。

（交付の決定等）

第 9 条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行ったうえで、その適否を決定し、適当と認めたときは、支援金の額を決定し、高松市サテライトオフィス利用支援金交付決定通知書（様式第 8 号）により支援金申請企業に通知し、必要と認める条件を付して支援金を交付するものとする。

2 第6条第5項の規定は、支援金交付申請書の審査に準用する。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、前条第1項の規定による支援金交付の決定の通知を受けた支援金申請企業が、偽りその他不正の行為により支援金の交付の決定又は交付を受けたと認めるときは、支援金の交付の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合においてその取り消しに係る部分に関し、既に支援金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 前項に規定する日以前に、第6条第3項の規定により支援対象企業の指定を受けている者に係る第6条第6項の規定による指定等申請書記載事項の変更又は支援対象企業の指定の廃止の申請、第8条の規定による支援金の交付の申請、第9条の規定による支援金の交付の決定並びに第10条の規定による支援金の交付の決定の取消し及び交付済支援金の返還については、この要綱は前項の規定にかかわらず同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 改正後の高松市サテライトオフィス利用支援金交付要綱（以下「改正後要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日以降に改正後要綱第6条第2項の規定による申請を行った企業について適用し、改正前の高松市サテライトオフィス利用及びお試し移住支援金交付要綱第6条第2項の規定に

よる申請を行った企業については、なお従前の例による。

（この要綱の失効）

3 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

（失効に伴う経過措置）

4 前項に規定する日以前に、改正後要綱第6条第3項の規定による支援対象企業の指定を受けている者に係る同条第6項の規定による指定等申請書記載事項の変更又は同条第8項の規定による支援対象企業の指定の廃止の申請、第8条の規定による支援金の交付の申請、第9条の規定による支援金の交付の決定、第10条の規定による支援金の交付の決定の取消し及び交付済支援金の返還については、当該要綱は前項の規定にかかわらず同日後もなおその効力を有する。